

幼児教育・保育等の 利用料制度のご案内

(令和7年度版)

保育料

給食費

ファミリー・サポ
ート・センター

児童発達支援

預かり保育



湧水の妖精
るるめちゃん
東久留米市地域資源 PR キャラクター

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所

子ども家庭部子育て支援課【幼稚園・保育園ほか】

☎042-470-7745

子ども家庭部児童青少年課【ファミリー・サポート・センター事業】

☎042-470-7735

福祉保健部障害福祉課【児童発達支援事業】

☎042-470-7747

はじめに

幼児教育・保育の無償化とは

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

このしおりでは、各施設の利用料及び幼児教育・保育等の無償化の制度の内容及び申請手続きについてご案内します。

目次

市内施設・事業一覧	1
フローチャート	2
給付と認定	4
保育の必要性	5
認定こども園・新制度の幼稚園	6
新制度に移行していない幼稚園	8
園児保護者補助金について	10
私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金について	12
保育所、小規模保育・家庭的保育等地域型保育事業	14
保育所等利用多子世帯負担軽減補助	17
認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター事業 等）	18
認可外保育施設入所児童保護者助成金	20
児童発達支援等	22
施設等利用給付認定（無償化）の申請について	24
新制度に移行していない幼稚園の給食費副食費補助の申請	25
よくあるご質問	26

【ご注意】

令和8年度の給付方法・金額等については、令和7年度と取り扱いが変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

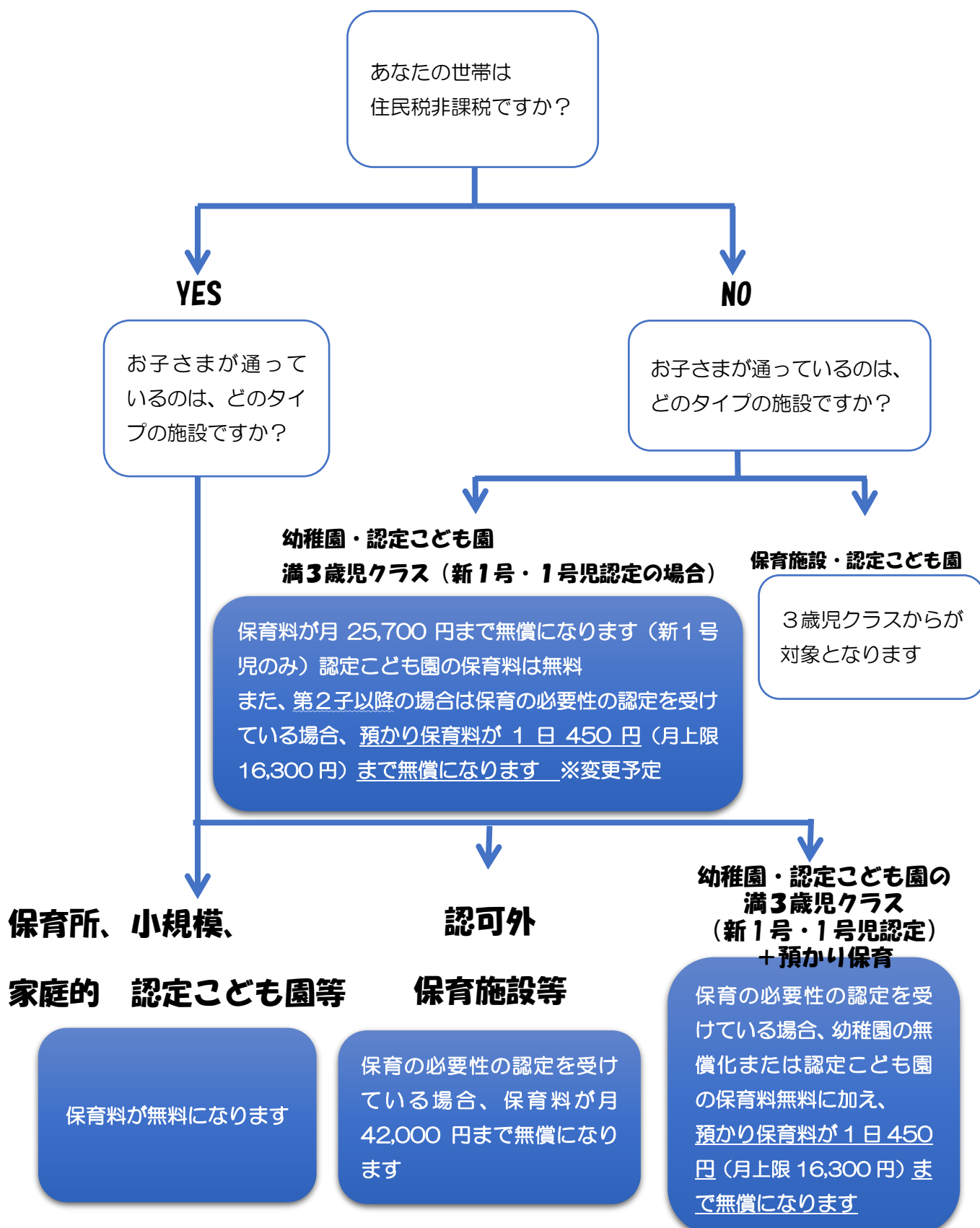
市内施設・事業一覧

施設・事業類型	施設・事業名
従来制度幼稚園	落合幼稚園、久留米神明幼稚園、豊島なでしこ幼稚園
新制度幼稚園	自由学園幼児生活団幼稚園
認定こども園	認定こども園神山幼稚園、東久留米こども園（前沢幼稚園）
保育所	◆公設公営 はくさん保育園、はちまん保育園、まえさわ保育園、ちゅうおう保育園 ◆公設民営 ひばり保育園、たきやま保育園、上の原さくら保育園 ◆私立 久留米みのり保育園、あそか保育園、滝山しおん保育園、下里しおん保育園、くるみ保育園、Nicot 東久留米、わらべみなみ保育園、いちご保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、トレジャーキッズひがしくるめ保育園、わらべ東久留米保育園、まなびの森保育園ひばりヶ丘
地域型保育	◆小規模保育 おひさま保育室、東久留米みさと保育園、どれみ保育園東久留米西口、ひよこルーム、つくし保育園、NICOLAND ほいくえん東久留米、ひがしくるめ大門町保育園、わらべ東久留米駅前保育園、たんぼぼ保育園、げんき保育室 ◆家庭的保育 ささき家庭保育室、あだち家庭保育室、たなか家庭保育室（ピコロ）、きむら家庭保育室（さくら）、おだ家庭保育室
特別支援学校幼稚部	東京学芸大学附属特別支援学校幼稚部
認可外保育施設等	◆認証保育所 まなびの森保育園東久留米プチ・クレイシュ、ぼけっとランド南沢 ◆病児・病後児保育 こども静養室めぐのへや、BunBun 保育園Ⅱ ◆一時預かり事業（一般型） ひばり保育園、上の原さくら保育園、久留米みのり保育園、あそか保育園、下里しおん保育園、Nicot 東久留米(休止中)、わらべみなみ保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、わらべ東久留米保育園、BunBun 保育園、BunBun 保育園Ⅱ ◆ファミリー・サポート・センター事業 東久留米市社会福祉協議会 ◆居宅訪問型保育（認可外／ベビーシッター）
企業主導型保育	BunBun 保育園、BunBun 保育園Ⅱ
就学前の児童の発達支援	東久留米市児童発達支援センターわかさ学園、コペルプラス東久留米教室、ぐ〜す、こばんはうすさくら東久留米教室、ハピリテート、ブロッサムジュニアひばりヶ丘教室、てらびあぼけっと東久留米駅前教室

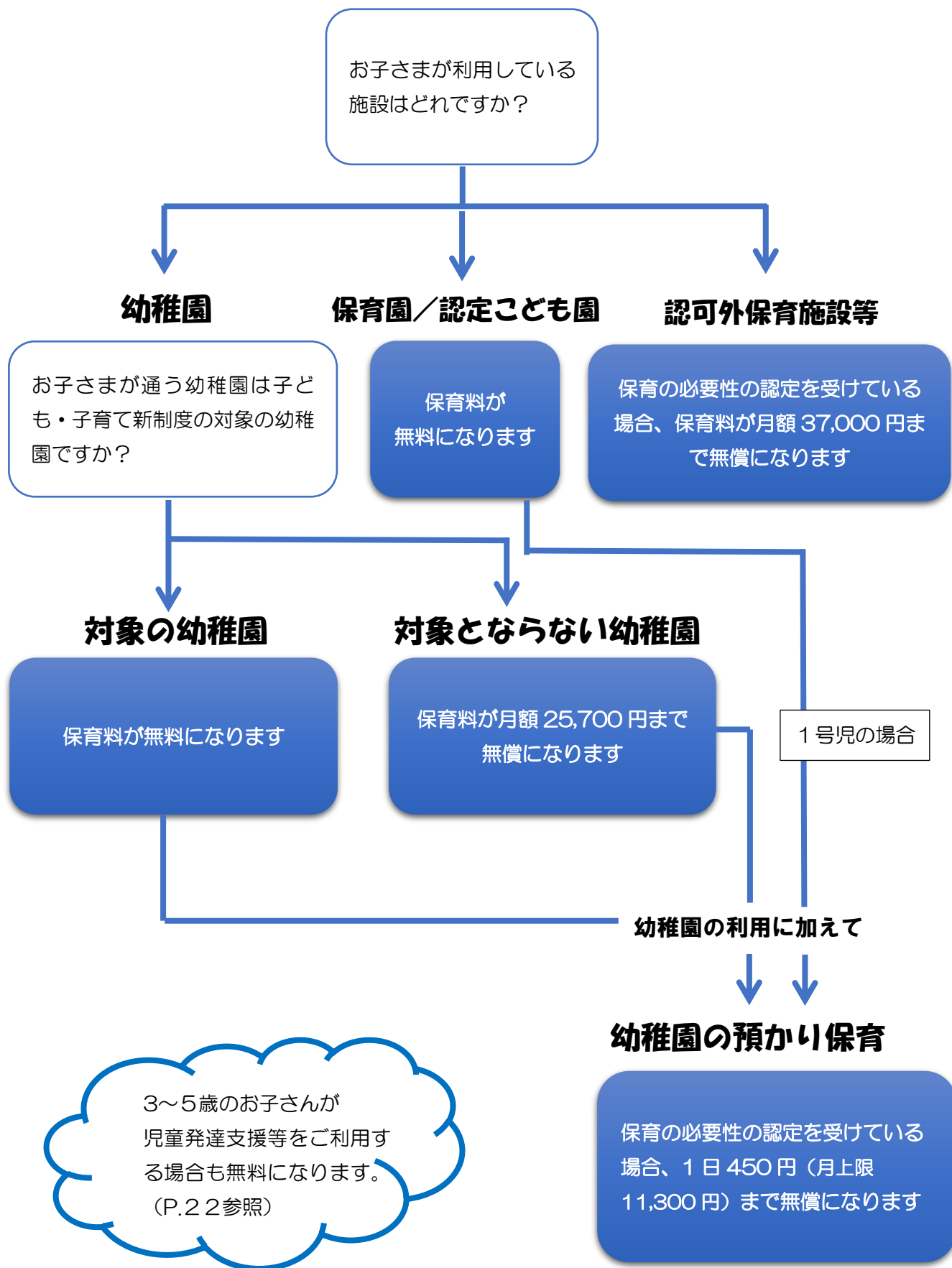
企業主導型保育の利用料制度は
施設からご案内します。

フローチャート（※無償化の条件等の詳細は、各ページをご覧ください）

1 お子さまの年齢（令和7年4月1日時点）が**0～2歳**



2 お子さまの年齢（令和7年4月1日時点）が**3～5歳**



給付と認定

◆認定

子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける要件について、児童（保護者）を認定します。

◆給付

認定された児童が教育や保育を受けるために必要な費用の一部又は全部を国・都・市が支給します。

◆給付の種類

教育・保育給付	新制度に移行した施設・事業（認定こども園や保育所等）を利用する場合の給付 ＝新制度園通園のための給付制度です	1号	幼児教育を受ける満3歳児～就学前
		2号	保育を受ける満3歳児～就学前
		3号	保育を受ける0～2歳児
施設等利用給付	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付 ＝無償化のための給付制度です	新1号	（新制度に移行していない園で） 幼児教育を受ける満3歳クラス～就学前
		新2号	保育（預かり保育や認可外保育施設等）を受ける3歳児クラス～就学前
		新3号	保育（預かり保育や認可外保育施設等）を受ける0～2歳児クラス （住民税非課税世帯に限る）

ポイント

2つの給付(交付)方法

償還払い（上半期分→11月・下半期分→5月支払予定）

保護者が一度全額利用料を支払い、市から保護者へ後から口座振り込みにて支給（交付）する方法です。“後払い”ともいえます。

代理受領

保護者に支給（交付）すべき額を、施設・事業者が保護者に代わり市から受領し、その分、保護者が施設・事業者へ支払う額が減る方法です。“先払い”ともいえます。

保育の必要性

保育施設等でお子さまを保育する、あるいは幼稚園の預かり保育で無償化を希望する場合は、保護者の方いずれもが何らかの理由によりお子さまを保育することができない状況であることを市に申請していただく必要があります。

この際、市が「保育を必要とする」と認定するのは、以下の理由・状態を満たす場合に限られます。

認定申請の際は、以下について証明する書類を添付します（詳細は P.24 参照）

★年に1回、現況届のご提出が必要です★

《 保育を必要とする理由 》

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当することが必要です。

- **就 労** 家庭の外または中で仕事をしている場合

※週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上就労していることが最低基準となります。

- **出 産** 出産前後の場合（出産予定月とその前後 2 か月間の計 5 か月以内）

- **傷病等** 病気、負傷、障害がある場合

- **看護等** 長期療養中や障害のある方の看護、介護にあたっている場合

- **災 害** 災害（火災・震災・風水害等）の復旧にあたっている場合

- **求 職** 求職活動（起業準備を含む）を行っている場合で利用開始後 3 か月以内に就労する場合

- **内 定** 仕事が決めている場合で利用開始月の月末までに就労を開始する場合

- **就 学** 就学している場合（職業訓練校・大学・専門学校等）

※カルチャーセンターや、通信教育での学習は要件とはなりません。

- **その他** 上記に類する状態として市が認める場合

認定こども園・新制度の幼稚園

Q. ①無償化されると料金はどうなるの？
②無償化のための申請は必要？

A. ①条件を満たす方は保育料が無料になります。
※別途、園ごとに実費や特定負担金がかかります。
②1号児で預かり保育無償化を希望される場合は申請が必要です。

1 幼児教育を利用（教育給付1号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	なし	無料になります
預かり保育	保育の必要性が認定されたお子さま	必要 (P.24 参照)	1日上限 450 円×利用日数（月上限あり）が無償化 ◆3～5 歳児クラス →月上限 11,300 円 ◆満3 歳児クラス（住民税非課税世帯および課税世帯で第2子以降の場合）※変更予定 →月上限 16,300 円 ★計算例は欄外参照
給食食材料費 （おかず代・主食代） ※市内園の内容です 市外園は園により異なります	下記以外 市民税所得割額が一定未満の世帯（※1）のお子さま、全ての世帯の第3子以降（※2）のお子さま	- なし	保護者負担 ＝無償化の対象外です 副食費（おかず代）4,800 円相当 主食費 1,190 円分が補助されます 詳細は園にお問い合わせください
特定負担金 （教育の質の向上の為のお金）	1号認定児全員	※別制度の補助対象	無償化の対象外ですが、別の補助金の交付対象です
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細は P.25 を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります（P.25）参照

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400 円/日の園で 20 日利用 実支払額 8,000 円 < 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円 ⇒ 8,000 円支給

例②100 円/時間の園で 20 日（1 日 3 時間）利用

実支払額 6,000 円（100 円×3 時間×20 日） < 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円 ⇒ 6,000 円支給

2 保育を利用（保育給付2号・3号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	3 歳児クラス ～5 歳児クラス	なし	無料になります
	0 歳児クラス ～2 歳児クラス（満 3 歳児クラス含む）	なし	住民税非課税世帯のお子さまに限り、無料になります
給食食材料費 （おかず代・主食代） ※市内園の内容です 市外園は園により異なります	下記以外	-	副食費（おかず代）のみ保護者負担です
	市民税所得割額が一定未満の世帯（※1）のお子さま、全ての世帯の第3子以降（※2）のお子さま	なし	保護者負担はありません
特定負担金	補助対象外	-	-
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細は P.16 を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります（P.16）参照

3 無償化の実施方法（市内園）

（1）保育料

無料です。（保育給付 0 歳児～2 歳児クラス・満 3 歳児クラスの住民税課税世帯は対象外）

（2）預かり保育

半年に 1 回の償還払い（P.6 参照）です。詳細は「施設等利用費請求書 兼 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書」の配布時（6 月頃）に別途お知らせします。

（3）給食食材料費

対象の方は給食食材料費が軽減されます。申請は不要です。

4 その他

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

■保育料

1 号児は 3 歳のお誕生日から（満 3 歳児クラスから）、2 号児は 3 歳児クラスから無料

■特定負担金

1 号児のみ補助金交付対象（半年に 1 回後払い）

■預かり保育料

1 号児で保育の必要性を認められた場合、一日上限 450 円が給付対象（半年に 1 回後払い）

■給食食材料費

対象者の条件詳細は、1 号児は P.25 参照、2 号児は P.16 参照

新制度に移行していない幼稚園

- Q. ①料金は全園同じ？みんなが保育料0円になるの？
②無償化のための申請は必要？

A. ①料金は園ごとに異なります。保育料全額が無償化される場合や、一部納付となる場合があります。その他に園ごとに実費や園則に定める納付金があります。※別途、都と市の補助制度あり。
②原則、全ての方の申請が必要です。

1 給付制度（私立幼稚園）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	必要 (P.24 参照)	月上限 25,700 円まで無償化されます
預かり保育	保育の必要性が認定されたお子さま	必要 (P.24 参照)	1 日上限 450 円×利用日数（月上限あり）が無償化 ◆3～5 歳児クラス →月上限 11,300 円 ◆満3歳児クラス（住民税非課税世帯および課税世帯で第2子以降の場合）※変更予定 →月上限 16,300 円 ★計算例は欄外参照
給食食材料費 （おかず代・主食代） <u>※市内園の内容です</u> ※市外園は園により異なります	下記以外	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です
	市民税所得割額が一定未満の世帯（※1）のお子さま、全ての世帯の第3子以降（※2）のお子さま	必要 (P.25 参照)	一部又は全部が補助されます ◆月上限 副食費（おかず代）4,800 円 主食費 1,190 円
園則に定める納付金	全員	※別制度の補助対象	無償化の対象外ですが、別の補助金の交付対象です
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細は P.25 を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります（P.25）参照

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400 円/日の園 20 日利用 = 400 円×20 日 = 8,000 円

実支払額 8,000 円 < 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円 ⇒ 8,000 円支給

例②100 円/時間の園 20 日（1 日 3 時間）利用 = 100 円×3 時間×20 日 = 6,000 円

実支払額 6,000 円 < 無償化基準 450 円×20 日 = 9,000 円 ⇒ 6,000 円支給

2 入園料について

(1) 対象となる年度

入園初年度のみ

(2) 金額と交付対象

入園料を月割りにした金額と保育料との合算が、月上限 25,700 円まで無償化されます。

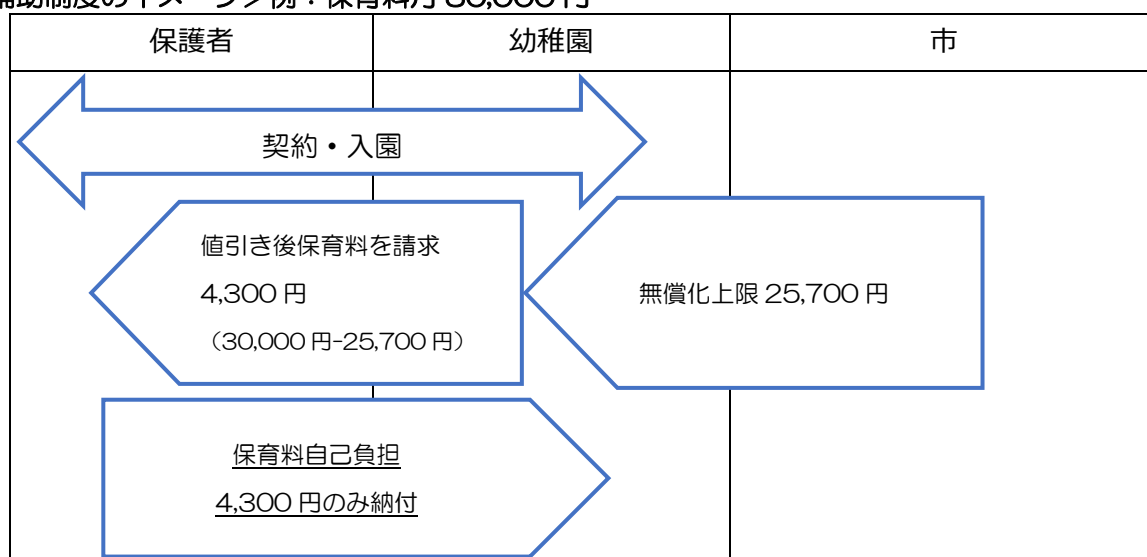
3 無償化の実施方法（市内園） ※市外園は園により異なります（償還払いの場合あり）

(1) 保育料

月額（国）25,700 円を上限に保護者から園への保育料納付がなくなり、その分を市が園へ給付します。（代理受領 P.4 参照）※保育料が下回る場合は、保育料が上限額

保育料が月 25,700 円を上回る場合は差額を保護者が園へ納付します。

＜支払と補助制度のイメージ＞例：保育料月 30,000 円



(2) 預かり保育・給食食材料費

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）。詳細は「施設等利用費請求書 兼 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書」の配布時（6 月頃）に別途お知らせします。

4 国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部保育料の無償化

国立大学附属幼稚園保育料の無償化 月額 8,700 円

特別支援学校幼稚部保育料の無償化 月額 400 円

5 その他

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・無償化のためには申請が必要です。
- ・市内園の保育料は月最大計 25,700 円が差し引かれます。市外園は園により支給方法が変わります。

園児保護者補助金について

1 園児保護者補助金とは

教育振興の観点から、保育料に自己負担が残る場合は、別途東京都及び市からの補助制度があります。自己負担額を上限に、東京都分は月 1,800 円～（所得によります。下表参照）、市分は月 3,300 円が補助上限額です。

【補助金基準額表】

区分	所得の基準 ※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）、在宅障害児（者）のいる世帯、その他生活保護法に定める要保護世帯に準ずるとして市長が認めた世帯をいいます。	補助単価（月額）※以下の単価に関わらず対象経費が上限額			
		生計を一にする兄・姉が <u>いない</u> 園児 【第1子】	生計を一にする兄・姉が <u>1人</u> いる園児 【第2子】	生計を一にする兄・姉が <u>2人以上</u> いる園児 【第3子以降】	
1	生活保護世帯				
	市民税所得割非課税のひとり親世帯等				
2	市民税所得割非課税世帯	3,200 円 +3,300 円	6,200 円 +3,300 円		
	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯のうちひとり親世帯等				
3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	1,800 円 +3,300 円			
4	市民税所得割課税額 211,200 円以下世帯			5,600 円 +3,300 円	
5	市民税所得割課税額 256,300 円以下世帯			5,000 円 +3,300 円	
6	上記区分以外世帯				

※補助対象額は、保護者が支払う保育料等の合計額から無償化分を減じた額が上限となりますので、補助金額が上表の補助限度額より少なくなる場合があります。

2 対象者

- (1) 新制度に移行していない幼稚園の児童
- (2) 新制度に移行した幼稚園の児童（教育給付認定（1号）児）
- (3) 認定こども園の教育給付認定（1号）

※保育給付認定（2・3号）児は対象外ですのでご注意ください。

【参照する税の年度】

4～8 月分は令和6年度課税額

9～3 月分は令和7年度課税額

3 対象経費

(1) 保育料のうち、無償化された分を上回った額

(2) その他園則に定める納付金

いわゆる「施設維持費」や「冷暖房費」等、各園の園則に定めがあり、園児から一律に徴収する経費について、補助の対象となることがあります。

①東京都分（月上限 1,800 円～6,200 円）

対象になるのは、以下の場合に限られます。該当しない場合は、東京都分を当該費用に充てることができません。

- ・左ページの東京都分補助金基準額表における区分 1～2 に該当するお子さま
- ・同上基準額表における区分 3～5 の内、「第 3 子以降」に該当するお子さま

②市分（月上限 3,300 円）

全てのお子さまを対象とします（所得制限はありません）。

(3) 新制度幼稚園・認定こども園の特定負担金

4 申請・交付方法

(1) 申請方法

入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

(2) 交付方法

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）。詳細は申請時に別途お知らせします。

例：世帯所得が区分 3 に該当する第 1 子

条件：保育料月 30,000 円・その他納付金月 2,000 円

保育料 30,000 円-無償化分 25,700 円

⇒残 4,300 円-都分月 1,800 円＝残 2,500 円

⇒残 2,500 円まで市分月 3,300 円補助対象＝実質自己負担 0 円



市分は最大月 3,300 円なので、補助対象となった 2,500 円との差額 800 円 が余る



その他納付金 2,000 円-市分残 800 円

⇒実質自己負担 1,200 円

【まとめ】

- ・無償化分を上回る保育料を補助対象とする事業があります。
- ・保育料のほか、その他園則に定める納付金も補助対象になることがありますが、世帯所得や兄弟姉妹関係により、一部対象とならない場合もあります。
- ・課税額の参照は、9月で切り替わります。（区分が年度途中で変わることがあります。）

私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金について

(対象：満3歳児クラスに在籍する住民税課税世帯の第2子以降の方) ※変更予定

1 私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金とは

私立幼稚園等（私立幼稚園または特定教育施設）の満3歳児クラスに在籍する、住民税課税世帯の第2子以降の方の預かり保育料を補助します。補助金の交付に当たっては、「保育の必要性の認定」（P.5 参照）が必要となります。

※住民税非課税世帯におかれましては、国の無償化制度（給付）の対象となりますので、「施設給付等利用給付認定（無償化）の申請について」（P.24）をご参照ください。

2 補助の対象となる経費（令和7年度分として納付したものに限る）

令和7年4月1日以降に満3歳に達した第2子以降の保護者が支払う預かり保育料

3 交付額について

「補助単価（日額）450円×利用日数」の金額（月額上限16,300円）

また、在籍する幼稚園等の預かり保育事業が十分でない場合等※は他園の幼稚園型一時預かり事業の利用料を預かり保育料の「補助単価（月額16,300円）」を上限として加算します。

※預かり保育事業が十分でない場合

- ・在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない
- ・在籍している幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- ・在籍している幼稚園等の年間（平日・長期休業中・休日の合計）の預かり保育開所日数が200日未満

計算例①預かり保育 月極 12,000円で20日利用

12,000円 > 450円×20日=9,000円 9,000円交付

計算例②日額1000円を20日間利用で計2,000円支払い

2,000円 < 450円×20日=9,000円 2,000円交付

4 申請・交付方法

(1) 申請方法

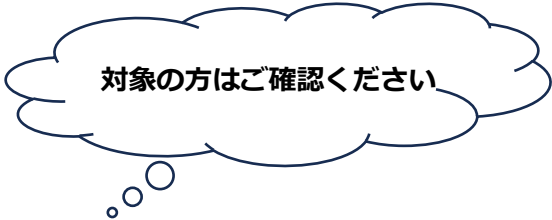
入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

(2) 交付方法

半年に1回の償還払い（P.4 参照）。詳細は申請時に別途お知らせします。

【まとめ】

- ・満3歳児クラスに在籍する住民税課税世帯の第2子以降の方が保育の必要性の認定を受けた場合、負担した預かり保育料に対して、月額16,300円を上限とした補助金が交付されます。



対象の方はご確認ください

満3歳児クラスに在園し、「私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金交付申請書」をご提出の方で、引き続き3歳児クラスで預かり保育を利用される方は、下記書類が必要となります。

従来制度園に在園・・・「変動届」・「父母の保育の必要性を証明する書類」

認定こども園・新制度園に在園・・・「子育てのための施設等利用給付申請書」・「父母の保育の必要性を証明する書類」

※証明書は、証明日から3ヶ月以内のものを提出してください。

3歳児クラスに進級され、4月1日から預かり保育を利用する場合の申請書類の提出期間は、

（満3歳児の年度の）11月から3月末日までです。



今後の予定

令和7年9月より満3歳児クラスに在籍する、住民税課税世帯の第1子の方も預かり保育料が補助される予定です。詳細は申請時に別途お知らせいたします。

Q. 保育料や給食費はいくらですか？

A. 【0～満3歳児クラス】

世帯所得や兄弟姉妹関係により異なります。

給食費は保育料に含みます。

【3～5歳児クラス】

保育料は無償化され0円です。

給食費がかかります（免除される場合もあります）。

1 利用者負担額について（0～満3歳児クラス）

（1）利用者負担額の扱い

- 月額です。毎月1日時点で在籍している場合はその月分の利用者負担額がかかります。
登園日数が少ない等の理由では減額になりません。
- 年度途中で誕生日を迎えても、4月1日時点の年齢区分で算定します。

（2）利用者負担額の決定方法

- 世帯の住民税額の合計により決定します。

住民税が未申告・証明書未提出等の場合は、最高階層の利用者負担額となります。

所得がない等の理由で所得税の申告が不要な場合についても、住民税の申告をするようにお願いします。

※未申告により最高階層となった場合あとから申告し税額が確定した場合は、子育て支援課までお知らせください。利用者負担額を当該年度の4月、もしくは9月までさかのぼって再算定します。ただし、前年度までさかのぼっての再算定はできません。

※修正申告等で税額が変更した場合は、修正後の住民税が決定された翌月から利用者負担額を変更します。4月、もしくは9月までさかのぼっての再算定はできません。

- ひとり親世帯等の方で、同居祖父母等がいる場合（住民票上の世帯分離は考慮されません）、保護者の前年の所得が一定額以下の場合、その同居者の住民税額により利用者負担額を決定します。

2 利用者負担額月額基準額表 ☆3～5歳児クラスは無料です

階層 区分	条件		利用者負担額等（月額）	
			3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	市民税非課税世帯		0	0
C	市民税課税（均等割額のみ） の世帯	ひとり親世帯等	1,750	1,700
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,500	3,400
D 1	市民税所得割額 55,200 円 未満の世帯	ひとり親世帯等	4,950	4,850
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,900	9,700
D 2	// 63,600 円 未満の世帯	ひとり親世帯等	5,550	5,450
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,100	10,900
D 3	// 78,000 円 未満の世帯	左記のうち市民税所得割額が 77,101 円未満のひとり親世 帯等	7,700	7,550
		左記のうち上記以外の世帯	15,400	15,100
D 4	// 105,600 円未満の世帯		16,100	15,800
D 5	// 126,000 円未満の世帯		20,200	19,800
D 6	// 144,000 円未満の世帯		23,000	22,600
D 7	// 159,600 円未満の世帯		25,800	25,300
D 8	// 170,100 円未満の世帯		28,500	28,000
D 9	// 182,100 円未満の世帯		30,500	29,900
D 10	// 230,100 円未満の世帯		32,100	31,500
D 11	// 260,900 円未満の世帯		37,400	36,700
D 12	// 278,900 円未満の世帯		41,000	40,300
D 13	// 299,900 円未満の世帯		44,000	43,200
D 14	// 347,900 円未満の世帯		48,600	47,700
D 15	// 398,900 円未満の世帯		53,200	52,200
D 16	// 398,900 円以上の世帯		55,400	54,400

《備考》

- ・各世帯の階層区分、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）に応じる
- ・3歳未満児とは、保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなすことをいう。
- ・住宅借入金等特別税額控除や、寄付金税額控除等が適用されている場合の利用者負担額算定は、控除前の税額で算定する。
- ・「ひとり親世帯等」とは①配偶者のない者で現に児童を扶養している者②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者③特別児童扶養手当の支給を受けている者④特別児童扶養手当の支給を受けている者⑤障害基礎年金を受けている者の属する世帯、利用者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

3 給食食材料費について（市内園） ※市外園は市にお問い合わせください

保育料が無償化される3～5歳児クラスの児童は、給食食材料費の負担があります。

（1）給食食材料費の内容

給食食材料費は大きく主食費（米飯・パン・小麦）と、副食費（おかず等）に分けられます。
徴収対象となるのは、副食に係る食材料費であり、人件費等は含まないものです。

（2）徴収額

国は実費徴収の対象として「副食費」を示し、その基準額を月額 4,800 円としました。
これを元に、当市内園では各園概ね 4,800 円を目安に徴収します。

（3）支払方法

公立保育園及び公設民営保育園は市へのお支払となります。（月 4,800 円）
私立保育園は、園へのお支払となります。（月 4,800 円を基本）

（4）徴収対象とならない児童

※ここでのいう税額は、保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

【世帯所得による場合】

市民税所得割額 57,700 円未満の世帯
ひとり親等であって市民税所得割額 77,101 円未満の世帯

【第3子の場合（世帯所得による徴収対象以外のもの）】

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 57,700円以上の世帯 及び ひとり親等であって 市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	未就学児かつ在園※している子どもから第1子とみなし、年齢順にカウントのうえ第3子以降のお子さまから無償化対象 例：実際には4人兄弟姉妹の場合 ① 小学校3年生 ×本来第1子だが算定対象外 ② 保育園5歳児クラス ○【第1子カウント】給食費有料 ③ 保育園4歳児クラス ○【第2子カウント】給食費有料 ④ 保育園3歳児クラス ○【第3子カウント】★免除

※幼稚園・認定こども園・認可保育所・企業主導型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援に在園しているもの

4 その他

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・3～5歳児クラスは保育料が0円です。
- ・3～5歳児クラスは副食費月 4,800 円程度の徴収があります（額は園による）。
ただし、徴収対象外となることがあります（詳しくは市へお問い合わせください）。
- ・0～満3歳児は保育料があり、額は世帯状況によります。

保育所等利用多子世帯負担軽減補助

認可保育所や地域型保育事業等を利用するお子さまの保育料は、従来より国制度で未就学児に限った兄弟姉妹関係に基づく「第2子は半額、第3子は無料」という負担軽減制度があります。

これに加えて都の補助により、未就学児に限らない、実際の兄弟姉妹関係（生計同一）に沿った多子世帯保育料負担軽減事業を行っています。なお、申請は不要となります。※令和7年4月1日現在

1 対象施設

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育 等）

2 対象児童

次のすべてに該当するお子さまに限ります。

- (1) 1の(1)～(3)に入所している児童
- (2) 0～2歳児クラスに在籍し、保育料が賦課されている園児
- (3) 生計を一とする小学生以上の兄・姉がいる場合

第2子以降にあたる場合→保育料が0円（無料）になります

例：D10階層の世帯で3人兄弟姉妹の場合

条件：第1子／小学校2年生、第2子／保育所2歳児クラス、第3子／保育所0歳児クラス

<本来>

第1子 カウント除外※本来第1子だが、保育料制度上はカウントしない

第2子 保育料第1子カウント＝保育料全額賦課（32,100円）

第3子 保育料第2子カウント＝保育料半額賦課（16,050円）



<補助後>

第1子 カウントに含める＝第1子

第2子 第2子カウント＝保育料なし（32,100円→0円）

第3子 第3子カウント＝保育料なし（16,050円→0円）

☆月合計48,150円が軽減されます

【まとめ】

同一生計であれば、第2子以降は保育料が無料となります。

認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター等）

Q. ①認可外保育施設等とはどこですか？

②対象年齢は？

③保育園に在園している4歳です。ベビーシッターさんを頼んだ分も無償化されますか？

A. ①以下「1」及びP.1 市内施設・事業一覧のとおりです。

②P.2～3のフローチャートをご参照ください。

③保育園や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらで国の無償化分を受け取っていることとなりますので、それ以上の認可外保育施設等の無償化分を受け取ることはできません。※例外についてはP.19参照。

1 認可外保育施設等とは

ここでいう「認可外保育施設」とは、市の窓口で入所申請をする認可保育所や小規模保育、家庭的保育等以外のお子さまを預かる施設・事業の総称です。

施設の名称は、〇〇保育所、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど、さまざまです。また、保育の内容は施設等により相当異なっています。

この内、令和元年10月からの無償化の対象となった「認可外保育施設等」は、都道府県に届出をした施設等を指します。具体的には以下のようなものになります。

- 東京都認証保育所
- 認可外のベビーシッター及び事業所内保育所等
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

2 認可外保育施設等の無償化対象児童及び給付の額

<条件1> 市に保育の必要性の認定を受ける必要があります（P.24 参照）。

<条件2> お子さまの4月1日時点での年齢により、条件が変わります。

- 0～2歳：住民税非課税世帯のお子さま／月上限 42,000 円
- 3～5歳：すべてのお子さま／月上限 37,000 円

<条件3> 幼稚園※、保育所、認定こども園、地域型保育等に在園していないお子さま。

【例外】幼稚園在園児が認可外保育施設等が無償化の対象とできるケース
在園している幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合※は、幼稚園保育料無償化の月額上限 25,700 円に加えて、以下の区分による上限額まで、認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

■0～2 歳（4 月 1 日時点）：月額上限 16,300 円

■3～5 歳（同上）：月額上限 11,300 円

《※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合とは》

平日の教育時間を含む預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満

例①朝 9 時から 13 時で教育時間終了→預かり保育は 16 時まで＝提供時間 7 時間

例②1 年 365 日-土日祝日約 120 日＝平日約 245 日

＋7 月半ばから 8 月末まで夏休みがすべてお休み→△33 日（土日祝除く）

＋1 2 月下旬から 1 月上旬まで冬休みがすべてお休み→△14 日（同上）

年間平日 245 日-夏休み 33 日-冬休み 14 日＝年間開所日数 198 日

3 無償化の実施方法

＜保育の認定申請＞

市へ保育の認定申請をする必要があります（P.24 参照）。

＜給付費の支払い＞（p.4 参照）

市内認証保育所 代理受領です。

上記以外 償還払いです。一部代理受領の場合があります。

4 現況調査

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・保育の必要性認定を受ける必要があります。
- ・年齢により、無償化対象児童になるか条件があります。

認可外保育施設入所児童保護者助成金

1 対象施設

市が運営費を補助している認可外保育施設（認証保育所、市内に所在する企業主導型保育施設等）。

2 対象児童

次の（１）～（３）のすべてを満たしている児童です。

- （１）１の対象施設を利用していること
- （２）市内に居住していること
- （３）無償化対象児童の場合、無償化の給付費（P.18～19 参照）を上回る保育料負担があること

3 対象経費と補助額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

保育料が給付費(※)を上回る場合、実支払額を上限に下表の金額を助成します。

また、給食費も対象とします。実費負担の教材費や行事費等は対象外です。

※ 0～2 歳児クラス（住民税非課税世帯に限る）は月上限 42,000 円、3～5 歳児クラスは月上限 37,000 円

区分			上限額（円／月・人）
満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までのもの＜0～2 歳児クラス＞	住民税課税世帯	第 1 子	10,000
		第 2 子以降	27,000
	住民税非課税世帯	第 1 子	10,000
		第 2 子以降	25,000
満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過したもの＜3～5 歳児クラス＞		第 1 子	10,000
		第 2 子以降	20,000

例 1：4 歳児クラスで認証保育所利用

条件：第 1 子、保育料月 40,000 円、給食費月 4,500 円

保育料 40,000 円－給付費 37,000 円＝残額 3,000 円

残額の 3,000 円＋給食費 4,500 円

＝7,500 円←**月 10,000 円上限の補助＝実質自己負担 0 円**

例 2：1 歳児クラスで認証保育所利用

条件：第 2 子、保育料月 40,000 円、給食費月 4,500 円、住民税課税世帯（無償化対象外）

保育料 40,000 円＋給食費 4,500 円

＝44,500 円－**月 27,000 円上限の補助＝実質自己負担 17,500 円**

例3：2歳児クラスで認証保育所利用

条件：第2子、保育料月 60,000 円、給食費月 4,500 円、住民税非課税世帯（無償化対象）

保育料 60,000 円－給付費 42,000 円＝残額 18,000 円

残額の 18,000 円＋給食費 4,500 円

＝22,500 円－**月25,000円上限の補助＝実質自己負担0円**

例4：3歳児クラスで認証保育所利用

条件：第2子、保育料月 60,000 円、給食費月 4,500 円

保育料 60,000 円－給付費 37,000 円＝残額 23,000 円

残額の 23,000 円＋給食費 4,500 円

＝27,500 円－**月20,000円上限の補助＝実質自己負担7,500円**

4 補助の実施方法

＜給付費の支払い＞（P.4 参照）

市内認証保育所

 代理受領です。

上記以外

 償還払いです。一部代理受領の場合があります。

【まとめ】

給付費とは別に、保育料等の補助制度があります。

児童発達支援等

1 就学前の障害児を支援するため、所定のサービスについて対象者の利用者負担を無料とします。

Q. ①5歳の子どもがいます。児童発達支援の利用料はどうなりますか？新制度に移行していない幼稚園にも通っています。
②申請は必要ですか？

A. ①児童発達支援の利用料は無償化されます。
また、児童発達支援も、保育料も、両方が無償化されます。
②児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。
(幼稚園の分は申請が必要です。)

1-1 無料となるサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援

1-2 対象児童

満3歳になって初めての4月1日から3年間

(例)	時期	対象者
	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	誕生日が平成31年4月2日～令和4年4月1日までの 障害のあるお子さま
	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	誕生日が令和2年4月2日～令和5年4月1日までの 障害のあるお子さま

1-3 無償化のための申請手続き

児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。対象期間中は地方自治体から事業所などに利用料が直接支払われることとなるため、利用料を支払う必要がなくなります。

なお、食費・日用品費・医療費などの利用料以外の費用についてはこれまでどおり保護者の負担になります。

2 第2子以降の0歳から2歳までの児童発達支援等の利用者負担を無償化します。

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、0～2歳の第2子以降の利用者負担を無償化します。

2-1 無料となるサービス

- | | |
|------------|---------------|
| ■ 児童発達支援 | ■ 居宅訪問型児童発達支援 |
| ■ 保育所等訪問支援 | |

2-2 対象児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の第2子以降の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

2-3 無償化のための申請手続き

①WEB 受付フォームまたは郵送にて東京都に申請してください（事前に申請が必要です）。

具体的な手順については東京都福祉局のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougazai/dainishimushouka.html>

②申請内容を確認後、東京都から給付決定通知書を郵送します。

③東京都からお支払いに関するご案内を郵送いたします。

④③で送付するご案内の記載内容をご確認の上、WEB または郵送にて必要書類をご提出ください。

⑤ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。

支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

※2回目以降の給付の際は、①～②の手順は省略となります。

2-4 留意事項

①利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額を東京都から給付する（実質的に利用者負担額が0円になる）制度です。そのため、これまで通り事業所への支払いは必要です。

②利用者負担以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

2-5 お問合せ先

児童発達支援事業第2子無償化コールセンター

TEL：0120-901-644 受付時間：平日9時00分～17時00分

施設等利用給付認定（無償化）の申請について

※新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合のみ対象の申請です。

1 申請書の配布

市子育て支援課窓口で配布します。また、ホームページからのダウンロードすることもできます。
（施設から配布する場合があります。）

2 保育の必要性に係る証明書について

以下の要件により、保護者の方お一人ずつご用意ください。例えば父と母がいる家庭は、それぞれご用意が必要です。↓★印は市ホームページからダウンロードできます。

保育要件		必 要 書 類
就 労 （就労内定含む）	外 勤	就労証明書（★） ※シフト勤務や裁量労働制等で勤務日数や時間が不規則な方は、直近のシフト表を添付してください。
	自営業 個人事業主	就労証明書（★）
		タイムスケジュール（★）
		直近の確定申告書の写し等 ※上記が提出できない場合は「開業届」、「営業許可書」、各種契約書の写し等、業務内容が確認できるもの
	内 職	就労証明書（★）
		タイムスケジュール（★）
出 産		母子健康手帳の表紙と分娩予定日を記載するページの写し
疾 病 等		医師の診断書（様式はありません） ※保護者が子を保育することが難しい状態であること、完治までの期間、通院の頻度、服薬の有無などについて記載のあるもの
障 害 等		身体障害者手帳等の写し
介 護 等		要介護者の診断書や手帳の写し
		介護にあたる人のタイムスケジュール（★）
就 学		在学証明書、時間割表
求職中		提出書類はありません。ただし、3か月以内に上記のいずれかの書類の提出がない場合、保育の必要性がないものとみなされ、自動的に認定区分が新1号に変更となります。

3 課税（非課税）証明書について（新3号認定を希望する場合）

（1）令和6年1月1日に当市に住民登録がなかった方

4～8月分の審査のため、令和6年度市（区町村）民税（非）課税証明書の提出が必要です。

（2）令和7年1月1日に当市に住民登録がなかった方

4～8月分の審査のため、令和6年度市（区町村）民税（非）課税証明書と、

9～3月分の審査のため、令和7年度市（区町村）民税（非）課税証明書の、それぞれの提出が必要です。

新制度に移行していない幼稚園の給食副食費補助の申請

※新制度に移行した幼稚園及び認定こども園、保育所の給食副食費については、申請は必要ありません。

1 対象となる方

【概要】

- ① 年収 360 万円未満相当世帯のお子さま
- ② 全ての世帯の第 3 子以降扱いのお子さま

【詳細】

- ① 年収 360 万円未満相当世帯とは、具体的には以下を指します。

市民税所得割額 77,101 円未満
※保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

- ② 全ての世帯の第 3 子以降扱いのお子さまとは、具体的には以下を指します。

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校 3 年生以下の子どものうち最年長の子を第 1 子とみなし、年齢順にカウントのうえ第 3 子以降のお子さまから補足給付対象 例：実際には 4 人の兄弟姉妹の場合 ① 小学校 4 年生 × 本来第 1 子だが算定対象外 ② 小学校 3 年生 ○ 【第 1 子カウント】給食費有料 ③ 幼稚園年長 ○ 【第 2 子カウント】給食費有料 ④ 幼稚園年少 ○ 【第 3 子カウント】☆ 免除

2 対象となる経費と月上限額

市内園	副食費（おかず代）4,800 円、主食費（米飯・パン等）1,190 円
市外園	副食費（おかず代）4,800 円

【補助の方法】

上記の①②共に、いったん園に給食食材料費をお支払いただき、実支払額と、副食費（おかず代）は月上限補助額 4,800 円、主食費は 1,190 円とを比較し、低い方の額を適用します。
半年に一度、ご指定の口座に振り込みます。

3 申請・交付方法

（1）申請方法

入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

（2）交付方法

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）です。4 月～9 月（6 か月）分を 11 月、10 月～3 月（6 か月）分を 5 月に支払い予定です。

無償化の対象等

【市外の園】

- Q** 市外の幼稚園に通っています。無償化されますか、また、住んでいる市、園のある市、どちらに申請すれば良いですか？
- A** 施設・お子さまの年齢が要件を満たせば無償化されます。お住まいの市へ申請です。

【対象年齢】

- Q** 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？
- A** 原則、小学校入学前の3年間が無償化の対象となりますので、3歳児クラスから入学するまで、6歳のお誕生日が来たお子さまも保育料の無償化が続きます。
- ただし開始年齢について、幼稚園については学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります（満3歳児クラスから適用可能）。

【住民税非課税世帯（0～2歳児）】

- Q** 住民税非課税世帯に、生活保護世帯は含まれますか？
- A** 含まれます。

【ファミリー・サポート・センター事業】

- Q** 認可保育園に5歳児が通園しています。子どもの送迎をファミリー・サポート・センターにお願いしていますが、ファミリー・サポート・センター分も無償化されるのでしょうか。
- A** お子さまが保育所や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらの保育料の無償化で全額を受け取っていることとなりますので、ファミリー・サポート・センター事業を含む認可外保育施設等の無償化給付を受け取ることはできません。よって、ご質問のケースは無償化されません。

【認可外保育施設等】

- Q** 通っている認可外保育施設の情報はどうしたら確認できますか？
- A** 都道府県へ届け出ている施設は無償化の対象となりますので都ホームページをご確認ください。
- （東京都ホームページ）
- <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>

【2歳児の幼稚園プレ保育】

Q 月1回のプレ保育は無償化されますか？

A 対象外です。

【幼児教育類似施設】

Q 幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けている施設以外の幼児教育を目的とする施設、いわゆる幼児教育類似施設は、無償化の対象ですか？

A ご質問のような施設については国の無償化の対象にはなっておりませんが、東京都が「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業」の対象として認めている施設については、当該補助金にて当面の間、認可を受けた幼稚園に通う場合と同額になるよう補助制度を設けております。詳しくは施設の所在する区市町村へお問い合わせください。

【インターナショナルスクール】

Q インターナショナルスクールは無償化の対象になりますか？

A インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によってさまざまであり、今般の無償化の対象になるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。

例えば、幼稚園としての認可を受けていれば無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても乳幼児が保育されている実態に即して都道府県に認可外保育施設の届出をしていれば、保育の必要性のあるお子さんで年齢や課税状況が該当する場合については、無償化の対象となります。

詳しくは施設の所在する区市町村へお問い合わせください。

【外国籍のお子さん】

Q 外国籍の子どもは無償化の対象となりますか？

A 当市での居住の実態があれば対象としています。

保育の必要性の認定

【求職中】

Q 現在、父は就労中、母は仕事をしていますが、幼稚園預かり保育を利用し、母も仕事を始めようと思っています。無償化のための保育の必要性は認定されますか？

A 「求職要件」に該当するものとして保育の必要性が認定されます。有効期間は3か月です。母がこの間に就職活動をして勤務を開始し市へ届出ると、有効期間が延びます。

【就労要件の下限】

Q パートで働いています。どれくらい働けば就労要件認定されますか。

A 週3日以上かつ1日4時間以上の就労が常態の場合、保育の必要性が認定されます。

【育児休業時の保育の必要性認定】

Q 第1子が幼稚園に在園しており、新2号認定を受けて預かり保育を無償化されていました。この度第2子を出産し、もうすぐ育児休業に入ります。育児休業取得中は、保育の必要性が認定されないのでしょうか？

A 当市では、育児休業取得以前から施設を利用しており、かつ、引き続き利用することが必要と認められる場合について、育児休業も保育の必要性の理由としていますので、第1子のお子さんは新2号児としての認定が続きます。

幼稚園等の預かり保育

【預かり保育無償化分の扱い】

Q 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過しますが、その期間も同様に月でみて上限額は450円×利用日数となるのでしょうか？それとも年でみて他の月の余剰分をあてられるのでしょうか？

A 年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（月上限11,300円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。（認定こども園（教育・保育給付第1号認定）、特別支援学校幼稚部も同じ。）

なお国は、預かり保育事業の上限額に係る日額単価は、保育料が長期休業中にも徴収されている実態や運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額（450円）とすることを示しています。

就学前の障害児の発達支援

【保護者の就労】

Q 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか？

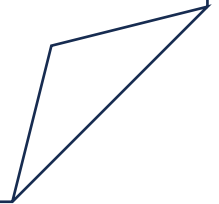
A 就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

【認可外保育施設との併行通園】

Q 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A 就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設等についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は3～5歳児クラスまでの場合月額37,000円、0～2歳児クラスまでの場合月額42,000円（0～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象））となります。

[illegible]



妊娠・出産・子育てや入園等についてお悩みがあるときは、
市健康課、児童青少年課、子育て支援課、障害福祉課、
子ども家庭支援センター等にご相談ください。

【東久留米市役所】

042-470-7777（代表番号）

